

令和 2 年 3 月 4 日

関係者の皆様へ

日本下水道事業団

日本下水道事業団における新型コロナウイルス感染症拡大への対応について

日本下水道事業団では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月2日（月）より当分の間一部組織における時差出勤を導入するとともに、テレワークの拡大実施を行っております。

勤務時間の変更等に伴い、関係者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

1 時差出勤

(1) 時差出勤の対象組織

本社
東日本設計センター
関東・北陸総合事務所本所
東海総合事務所本所
西日本設計センター
近畿総合事務所本所

(2) 勤務時間

原則として午前 10 時から午後 6 時 30 分まで
(通常勤務は午前 9 時から午後 5 時 30 分まで)
※個別の事情により他の勤務時間に変更している場合があります。

2 テレワークの拡大

当事業団では、令和元年 5 月より、育児、介護が必要な職員等を対象にテレワークを導入していますが、今回、対象職員を従来の対象者に加えて、新型コロナウイルス感染症に関連して出勤が困難となった者に拡大します。

以 上